

研修報告
研修先 農林水産省 農村振興局(東京都)
テーマ 荒廃農地の現状と対策

八木市議会
議員 栗原吉平

令和6年 11月25日

農業就業者の半数以上を占める60歳以上の世代が高齢化等により
リタイアし、農地などの経営資源や農業技術が適切に継承されず
農業の生産基盤が一層 ぐい 弱化することが危惧されていく。

高齢化が進む中山間地域を中心に農村人口も減少し農業生産
のみならず地域コミュニティの維持が困難になると懸念されている
一方、大規模自然災害の度重なる発生と温暖化の進行による農
業の生産も ~~大きな~~ 課題である。また急速に発展するデジタル技術の
農業分野への応用、ライフスタイルの変化や海外マーケットの拡大
SDGs を契機とした持続可能な農業の展開など国内外の社会
経済の変化に対応することが求められている。

八木地域の課題は中山間地ということから様々な課題と
高齢化とともに一段と大きな課題となっている

荒廃農地発生防止とその後の有効な利用が早急に確立さ
せる必要がある

対応者

。 農林水産省 農村振興局 農林政策部
荒廃農地活用推進 戸嶋光一 課長

。 同
荒廃農地活用事業 菅野友昭 様

○ 荒廃農地・耕作放棄地の状況

山内

けいこうして
荒れ
2021

有農家対策と農村再生は
人々

客観ベース

○ 荒廃農地

市町村による客観ベースの調査

(※「A分類」は、農地法第30条に基づく「利用状況調査」により把握した「1号遊休農地」と一致。)

(単位: 万ha)

	今回新たに発生した面積	再生利用された面積	再生利用が可能な荒廃農地(A分類)	(参考値)	
				再生利用が困難と見込まれる荒廃農地(B分類)	荒廃農地面積計(A分類+B分類)
平成20年	—	—	14.9	13.5	28.4
平成21年	—	0.6	15.1	13.7	28.7
平成22年	—	1.0	14.8	14.4	29.2
平成23年	—	1.2	14.8	13.0	27.8
平成24年	—	1.4	14.7	12.5	27.2
平成25年	—	1.5	13.8	13.5	27.3
平成26年	—	1.0	13.2	14.4	27.6
平成27年	—	1.1	12.4	16.0	28.4
平成28年	—	1.7	9.8	18.3	28.1
平成29年	—	1.1	9.2	19.0	28.3
平成30年	—	1.0	9.2	18.8	28.0
令和元年	—	0.8	9.1	19.2	28.4
令和2年	—	0.8	9.0	19.2	28.2
令和3年	3.0	1.3	9.1	16.9	26.0
令和4年	2.8	1.1	9.0	16.3	25.3

資料: 農林水産省農村振興局「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」

農林水産省経営局・農村振興局「遊休農地に関する措置の状況に関する調査」

注: 1 「荒廃農地」とは、「現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地」。

2 「再生利用が可能な荒廃農地」とは、「抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる荒廃農地」。農地法第32条第1項第1号の遊休農地と同じものを指す。

3 「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」とは、「森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当する荒廃農地」。

4 平成27年までの荒廃農地面積は、推計値。

5 四捨五入の関係で、計が一致しない場合がある。

6 令和3年、経営局の「遊休農地調査」、農村振興局の「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」を一本化し調査項目の見直しを行い、「今回新たに発生した面積」の把握が可能となった。

主観ベース

○ 耕作放棄地

農地所有者(農村在住者)の主観ベースの調査

年	耕作放棄地面積
昭和50年	13.1万ha
昭和55年	12.3万ha
昭和60年	13.5万ha
平成2年	21.7万ha
平成7年	24.4万ha
平成12年	34.3万ha
平成17年	38.6万ha
平成22年	39.6万ha
平成27年	42.3万ha

資料: 農林水産省統計部「農林業センサス」

注: 1 「耕作放棄地」とは、「以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付けせず、この数年の間に再び作付する意思のない土地」。

2: 耕作放棄地の調査は、平成27年センサスをもって終了。

これだけ補完力12が5
↓

100-60

→ 根本的に 自然相

荒廃農地の発生防止と解消

<対策のポイント>

農地の状況把握を行い、農地の集積・集約化の促進、基盤整備等により、荒廃農地の発生防止・解消に向けた対策を戦略的に進めることが重要。

<荒廃農地になる前に>

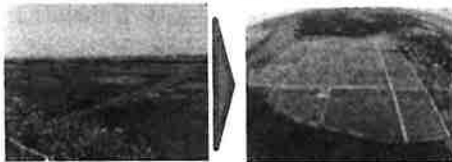
- 荒廃農地は周辺農地に悪影響を及ぼし、その解消には多額の費用を要することから、農地の適正な管理により、荒廃農地の発生を防止することが重要。
- 農地の集積・集約化、経営面積の拡大、鳥獣被害の解消等のためにも荒廃農地は、できるだけ早期に解消することが重要。
- 個々の農業者のやむを得ない事情により農業生産活動が出来なくなる場合に備えて、地域ぐるみの活動を推進することも有効。

<荒廃農地の発生防止と解消の取組>

○ 基盤整備

ほ場整備事業による農地の大区画化、基盤整備事業による排水対策等の農地整備を行うとともに、荒廃農地の発生防止と解消にも寄与する。

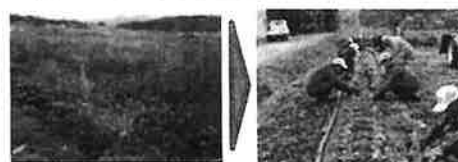
- ・ほ場整備事業
- ・都道府県、市町村単独事業 等



○ 地域・集落の共同活動

地域の環境整備やまちおこし等の地域・集落の共同活動を通じて、地域の活性化を図るとともに、荒廃農地の発生防止と解消にも寄与する。

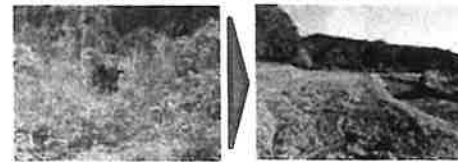
- ・多面的機能支払交付金
- ・中山間地域等直接支払交付金 等



○ 鳥獣害対策

電柵の整備や荒廃農地を農地や緩衝帯として再生することにより、鳥獣害被害を軽減させるとともに、荒廃農地の発生防止と解消にも寄与する。

- ・鳥獣被害防止総合対策交付金
- ・中山間地域等直接支払交付金 等



○ 粗放的利用による維持保全

従来通りの営農が困難な農地において、放牧や蜜源作物の作付け等粗放的な利用を行うことにより、荒廃農地の発生防止と解消にも寄与する。

- ・農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策） 等



○ 地域における協議

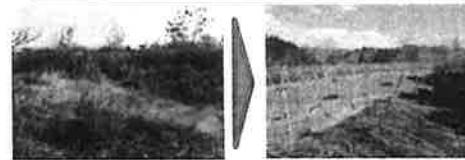
地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化し、その実現に向け、荒廃農地の発生防止と解消に取り組むことで、農用地の効率的かつ総合的な利用を促進する。



○ 新規就農者

荒廃農地の再生を行い、新規就農者がまとまった農地を確保することにより、新規就農者の参入を促し、荒廃農地の発生防止と解消にも寄与する。

- ・就農準備資金・経営開始資金
- ・都道府県、市町村単独事業 等



○ 企業参入

民間企業が新規事業や製品の原材料確保等を目的として、荒廃農地を集積・集約化し、再生することで、荒廃農地の解消にも寄与する。

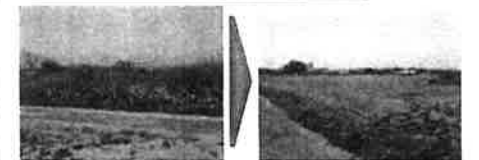
- ・農地中間管理事業
- ・都道府県、市町村単独事業 等



○ 農地中間管理事業

農地中間管理機構が荒廃農地を借入れ、農地への再生を行い、担い手への農地の集積・集約化を促すことで、荒廃農地の解消にも寄与する。

- ・農地中間管理機構関連農地整備事業
- ・遊休農地解消緊急対策事業 等



農山漁村振興交付金のうち 最適土地利用総合対策

【令和6年度予算額 8,389 (9,070) 百万円の内数】
【令和5年度補正予算額 525百万円の内数】

<対策のポイント>

中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援します。

<事業目標>

農用地保全に取り組み、事業目標を達成した地区数（100地区〔令和8年度まで〕）

<事業の内容>

1. 最適土地利用総合対策【①、③、④は令和5年度補正予算含む】

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想図を作成し、その実現に必要な農用地保全のための活動経費、基盤整備や施設整備費等を支援します。

- ① 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想の概定、農用地保全のための実証的な取組
- ② 土地利用構想図に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備
- ③ 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動
- ④ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置

【事業期間：上限5年間、交付率（上限）：＜ソフト＞定額（1,000万円/年、粗放的利用支援（※）1万円/10a又は5千円/10a、農用地保全等推進員250万円/年）、＜ハード＞5.5/10等】

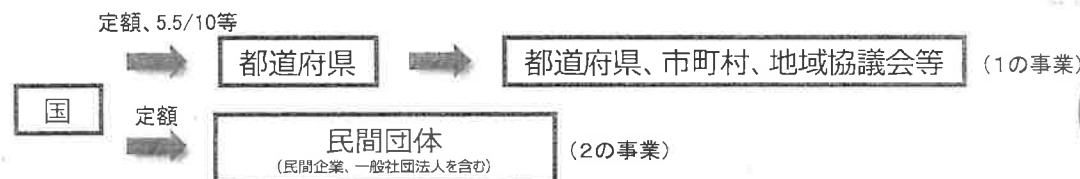
※ 粗放的利用支援については、最大3年間

2. 最適土地利用推進サポート事業【令和5年度補正予算】

ITを活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。

【事業期間：上限1年間、交付率：定額】

<事業の流れ>



<事業イメージ>

Step 1

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を実施



【地域ぐるみでの話し合い】



【土地利用構想の概定】



長た流の芝生化



放牧

【農用地保全の実証的な取組】

Step 2

土地利用構想図を策定し、農用地保全のための条件整備や各種取組を選択・実施



【土地利用構想図の策定】



休耕・整地

【粗放的利用のための条件整備】



水路の補修・整備

【農用地保全に資する基盤整備】



【農業用ハウスの整備】



【鳥獣緩衝帯】



【蜜源作物の作付け】



【計画的な植林】



【省力化機械の導入】

農用地保全のための多様な取組を総合的に支援

お話し

中山間地域等の実情に即した土地利用構想を実現

【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課(03-6744-2665)

農林水産省

農村振興局 農村政策部
地域振興課



課長補佐
(荒廃農地活用推進班)

戸嶋 光一

〒100-8960 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話 03(3502)8111 内線5439

直通 03(6744)2665

FAX 03(3592)1482

E-mail:koichi_toshima920@maff.go.jp

農林水産省

MAFF

農村振興局 農村政策部 地域振興課
中山間地域・日本型直接支払室
荒廃農地活用推進班

荒廃農地活用事業係

菅野 友昭

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

TEL 03-3502-8111 (内線 5439 PHS 84748)

03-6744-2665 (直通)

FAX 03-3592-1482

E-mail : tomoaki_kanno140@maff.go.jp